

令和2年度 部活動の在り方に関する方針

部活動（運動部、文化部）は、生徒にとって大切な成長の機会であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、また、生活・学習とのバランスを図り、適切な活動となるよう、学校における部活動の在り方に関する方針を定める。

また、部活動指導に係り教職員が長時間勤務となりがちなことから、併せてその是正を図り、働き方改革を進める。

1 部活動活動日等の計画と周知

- (1) 校長は、本方針に則り、毎年度4月に簡潔な「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校だよりやHP等で公表し、周知を図る。
- (2) 校長の指導等により、部顧問は、以下に留意し、「毎月の活動計画及び活動実績」等を作成する。
 - ・顧問は、校長に提出するとともに、生徒・保護者に情報提供を行う。
 - ・顧問は、父母会活動やスポ少活動等の「部活動を補完する活動」についても、可能な限り記入する。
 - ・校長は、活動内容を把握し、生徒の健康安全面、教職員の過度な負担について、適宜、指導及び是正を行う。
- (3) 校長は、毎年度4月に、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

2 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

3 部活動休養日及び活動時間の基準

- (1) 平日週1日と原則日曜日を、部活動休養日として設定する。
 （スポーツ庁、県教委の部活動休養日についての方針は「平日少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする」であることから、同じ趣旨としたものである。）
 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、代替日を設定すること。
 （日曜日に大会等で活動をした場合の代替日は、近い時期の土曜日や祝日に充てることを原則とする。）
- (2) 1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、休業日は3時間程度を上限とする。
 休業日に大会参加等で、基準とする3時間を上回ることはありうるが、総時間数の調整は必ずしも必要としない。
- (3) 校長及び部顧問は、部活動と構成メンバーが同一の父母会（育成会）練習についても、同様の扱いとなるよう協力を要請する。
 また、自校生徒が参加するスポーツ少年団等と連携を図り、生徒にとって適切な活動時間となるよう理解を図る。
 教育委員会は、スポーツ少年団等学校外の活動が平日20時を超えないよう、体育協会を通じてスポーツ少年団体に協力を要請する。

4 新型コロナウイルスの感染防止 ※以下を参考に、実施内容や方法を工夫すること。

- ・熱中症に注意しつつ、こまめな換気と消毒を徹底すること。
- ・用具等を使用前に消毒すること。生徒間での不必要な使いまわしを避けること。
- ・部室や更衣室等を使用する場合には、少人数で短時間なものに限定すること。
- ・屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・熱中症防止、及び、十分に呼吸できるように、運動時にはマスクをはずしてよいが、その際には可能な限りソーシャルディスタンスを確保すること。